

16 大学の社会的責任(USR)に関する事項

1) 内部監査制度

内部監査は、各部署が所管する予算が法令および学内の規程等に準拠し、かつ予算計上目的に照応して執行されているかを点検し、本学の経営管理の適正化とその向上に資することを目的としている。

内部監査には、毎会計年度に行なう定期監査と、学長の指示に基づいて随時行なう臨時監査の2種がある。

本年度の定期監査は、内部監査計画承認書に基づき、2005年度および2006年度の予算執行に係る抽出監査とし、以下の分野の業務について監査を行なった。

- 「業務委託費」並びに「出張旅費」に係る抽出部署による予算執行監査。
- サテライトオフィスに係る業務活動並びに組織監査。
- 「科学研究費補助金」に係る業務監査。
- 「個人研究費」「個人研修費」に係る業務監査。

また、臨時監査については、学長の指示のもと、計19件についておこなった。

2) 事業評価制度

2000年度から導入した事業評価システムは、事業の成果を検証・評価すると同時に、事業の選択・重点化・再構築（スクラップ・アンド・ビルド）を目的としており、個々の事業の妥当性等を検証することにより、その結果を翌年度以降の予算編成に反映させることで、限られた財源の有効かつ効果的な配分の実現を目指している。

2007年度においては第2回予決算会（2007.7.5）、第3回予決算会（2007.11.8）等にてのべ251事業を対象に事業評価を実施した。本事業評価において、事業改善が必要とされた事業（①の「改善」、②の「C」、③の「2」）は、のべ6事業となった。これに対し、当該事業担当部署に改善計画の策定・報告を求め、その報告内容を部局長会で審議し事業の改善に努めるよう促した。

回	対 象	評 価
第1回	① ○前年度の事業評価で「評価保留」となった事業 ○前年度期中(補正等)に起こった新たな事業 ○特に事業評価を必要とする事業	継続：54事業 終了：26事業 改善：5事業
	② ○前年度決算にて予決算差異が1,000万円以上、または執行率が60%以下となった事業 ○収入科目で予決算差異が1,000万円以上、または収入率が60%以下となった事業	A：8事業 B：31事業 C：1事業
	③ ○補正予算額が当初予算額と比べて140%以上増加した事業 ○補正予算額が当初予算額と比べて60%以下に減少した事業	1：26事業 2：0事業

第2回	①	○当該年度の新規事業 ○年次計画で進行中の大型事業 ○部局長会・予決算会等で今後の検討課題となった事業	継続：10 事業 終了：26 事業 評価保留：66 事業
-----	---	---	------------------------------------

対象	評価の種類	
①	継続	事業を継続する
	終了	事業の終了
	評価保留	事業実施中に伴う評価の保留
	改善	事業継続にあたって事業内容や実施方法等改善が必要
	廃止	事業の廃止（その中には一時的に休止するものも含む）
②	A	当初目的の事業が推進された上で、業者間の価格競争を伴う契約等により経費削減施策が実施されたと判断されるもの
	B	予算額の見込み違い（予算修正が補正予算締切に間に合わなかったものを含む）、または妥当性のある理由を伴う事業の先送り、もしくは中止によるもので、執行残が大学運営に及ぼす影響はないと判断されるもの
	C	予算執行残の原因となった事業の未執行が、教育研究活動を中心とした諸活動に影響を及ぼすと判断されるもの
③	1	事業実施の結果から当初事業予算の補正が妥当であったと判断されるもの
	2	事業実施の結果から当初事業予算の補正が妥当であったと判断できないもの

3) 法令遵守の取り組み

高い公共性・社会性を有する大学として、倫理及び社会通念に見合った大学運営を行うため法令を遵守し、継続的に規程整備及び研修に努めている。

2007 年度は、法令違反や人権侵害等を防ぐために、毎年度実施している人権啓発研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修等に加え、主に次のような取り組みを実施した。

- 危機発生時の危機管理について定めた「危機管理規程」の制定
- 公的研究費の適正管理を目的とした「公的研究費の適正な管理に関する規程」の制定
- 防止する対象を、セクシュアル・ハラスメントからハラスメント全般に発展させた「ハラスメントの防止等に関する規程」の制定

4) 情報公開の取り組み

本学は高等教育機関として、社会的使命を有するとともに、社会的責任を果たしていくことが求められている。法令に基づく情報公開だけでなく、プレスリリースやHP、広報誌等を通じて、本学に直接関係するステークホルダーにとどまらず、広く社会全般に対して説明責任を果たしていくことは、公共性を有する大学として取り組まなければならない重要な責務である。

このため、かねてより本学は学生の在籍者数や入学定員、学部構成、財務情報、諸規程などの大学基本情報を大学ホームページに掲載し、情報公開に努めてきた。また、2005 年度の私立学校法改正を機に、事業計画や事業報告並びに財務諸表に関する詳細な情報を大学ホームページに掲載し、広く社

会に対して情報を公開している。

情報の公開にあたっては、全てのステークホルダーに対して、わかりやすく情報を伝達するため、毎年、公開する情報（Web や出版物など）の訴求力を高めるよう改善に努めている。2007 年度は、財務諸表の公開にあわせて、予算の使途・実施予定事業の内容を掲載するとともに、独立監査人による監査報告書や、決算情報の要点を Q&A にまとめるなど、本学の財政運営に対して、より理解が深められるよう内容充実に努めた。

5) 個人情報保護の取り組み

個人情報の保護については、2002 年に「個人情報の保護に関する規程」および「個人情報の保護に関する細則」を制定して運用に取り組んできた。

また、2005 年 4 月からの個人情報保護法の全面施行に伴い、「個人情報保護の基本方針」を新たに策定し、大学ホームページで広く公表するとともに、この方針に基づいて、本学に関わる全ての個人情報の適正取得・適正利用・安全管理の徹底、および相談窓口の設置等の取り組みを行っている。

2007 年度は、個人情報の管理や諸問題に関する情報収集を行い、継続的な改善・整備に努めた。また、万が一、個人情報の漏洩が発生した場合など、危機発生時の危機管理について定めた「危機管理規程」を制定した。

6) 環境への取り組み

本学は「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」において、年間エネルギー使用量が原油換算で 1,500kl 以上 3,000kl 未満であるため、大宮キャンパスを除く深草および瀬田キャンパスが、「第二種エネルギー管理指定工場」に指定されている。本学はこれにより、エネルギー消費原単位の年平均 1%以上の低減を図る努力義務がある。

これを踏まえ、2004 年 7 月、省エネルギーに向けた改善方策の体系的取り組みを推進すべく、「省エネルギー推進委員会規程」を制定し、その中心的な位置づけを担う「省エネルギー推進委員会」を設置し、省エネルギー推進に係るソフト面（主に意識改革）、およびハード面（設備の改善等）について取り組んでいる。2007 年度は、前年度同様、主として啓発活動を中心に事業を推進し、学生を含む全構成員を対象として徹底した省エネルギー推進に対する意識改革を行うため、講演会の開催、標語の募集、ポスター・チラシによる啓発を行った。また、ハード面の改善をはかるため、本学が賛助会員となっている財団法人省エネルギーセンターによる省エネ診断を受診した。その結果を受けて、2008 年度は個別ヒートポンプの高効率化等の施設・設備の改善を行う予定である。